

積立定期預金「くろしお」

平成26年1月6日現在適用中

1. 商品名 (愛称)	積立定期預金 (愛称：自動積立定期預金 くろしお)
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日指定型：満期日を指定する〔1年以上（1か月の据置期間を含む）10年以下〕 ・自由型（エンドレス型）：満期日を定めない
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<p>契約期間内で分割預入</p> <p>1回当たり1万円以上300万円未満</p> <p>千円単位</p>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・全額払戻：口座のすべてを払戻（口座は解約されます。）します。 ・一部払戻：預入明細毎の払戻ができます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 課税	<p>各期間に応じて次の利率を適用します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年1か月以上の場合、および満期日を指定しない場合は、期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します。</p> <p>B. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年を超え2年1か月未満の場合は、自由金利型定期預金（M型）1年ものの店頭表示の利率を適用します。</p> <p>C. 預入日の1年後の応当日から満期日までの期間が2年以下の場合は、期日指定定期預金の店頭表示の利率を適用します。</p> <p>D. 預入日の1年後の応当日が満期日を超える場合は、期間に対応する自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率を適用します。</p> <p>期日指定定期預金あるいは自由金利型定期預金（M型）の利払頻度を適用します。</p> <p>期日指定定期預金あるいは自由金利型定期預金（M型）の計算方法を適用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）が適用されます。 ・マル優適格の方はマル優の取扱いができます。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自由型のもものは総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率) ・普通預金等からの自動振替による預入ができます。毎月の積立のほか年4回までの増額積立または、偶数月・奇数月の積立（年6回）もできます。

積立定期預金「くろしお」

平成26年1月6日現在適用中

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、各預入金額毎に以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>(1) 分割預入時の預金が期日指定定期預金の場合</p> <p>A. 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合</p> <p>預入期間が6か月以上1年未満の場合 預入時の2年以上の利率×40%</p> <p>預入期間が1年以上1年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×50%</p> <p>預入期間が1年6か月以上2年未満の場合 預入時の2年以上の利率×60%</p> <p>預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 預入時の2年以上の利率×70%</p> <p>預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 預入時の2年以上の利率×90%</p> <p>(小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。)</p> <p>(2) 分割預入時の預金が自由金利型定期預金(M型)の場合</p> <p>A. 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合</p> <p>預入期間が6か月以上1年未満の場合 前記6.(1)のこの預金の6か月もの利率×70%</p> <p>(小数点第3位以下は切捨てとします。ただし、その利率が解約日における普通預金の利率より低い場合は、解約日における普通預金の利率を適用します。)</p>
<p>10. その他参考となる事項</p>	<p>満期日以後の利息は、解約日における普通預金金利により計算します。</p>
<p>11. 預金保険</p>	<p>本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。(預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者1人あたり1金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>
<p>12. 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話：0570-017109</p>

金利については窓口でお問い合わせください。